

労働保険の保険料の徴収額が過不足

1 件	不当金額(収入)	3 億 7 3 9 8 万円
(前年度	1 件	3 億 2 6 6 0 万円)

1 労働保険の概要

労働保険は、労働者災害補償保険（労災保険）及び雇用保険を総称するものである。このうち、①労災保険は、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病等に対する療養補償給付等を、②雇用保険は、労働者の失業等に対する失業等給付、雇用安定事業等を行う保険である。

2 検査の結果

検査したところ、16労働局管内の518事業主のうち、306事業主について保険料の徴収額が344,552,492円不足しており、95事業主について徴収額が29,428,810円過大になっていて、不当と認められる。

これらは、事業主が保険料申告書を提出するに当たり、雇用保険の加入要件を満たす短時間就労者を保険加入させていなかったため、その賃金が算入漏れとなっているなど、賃金総額の記載が事実と相違するなどしていたのに、これに対する労働局の調査確認が十分でなかったものである。

〔これらの徴収不足額及び徴収過大額については、本院の指摘により、全て徴収決定又は還付決定の処置が執られた。〕